文徳中学校·高等学校 校 長 荒木 孝洋

新型コロナウイルス感染症への対応について

熊本県内においても、新型コロナウイルス感染情報が相次いで確認されています。

文部科学省からの「新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」(2月 18日付け事務連絡)・熊本県からの「新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業等の基準について」(2月 25日付け事務連絡)を受け、本校におきましても下記のとおり対応することといたしましたのでお知らせ申し上げます。ご理解ご協力をお願いいたします。

記

- 1 学校保健安全法第19条による出席停止の措置をとるもの
 - (1) 生徒に風邪の症状や 37.5 度以上の発熱がある場合
 - (2) 生徒に強い倦怠感や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
 - ※上記の場合 登校せずに自宅で休養する。症状が長引く場合には、必ず病院を受診 し、医師の診断を受けること。
 - ※出席停止の期間は、医師において感染のおそれがないと認めるまでとする。
 - (3) 同居する家族に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合 ※この場合必ず、保健所へご相談ください。
- 2 学校保健安全法第20条による臨時休校の措置とするもの
 - (1) 生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合 ※臨時休校期間は該当生徒及び教職員が最後に登校・出勤してから2週間とする。

上記基準は、今後の感染拡大の状況や医学的見地からの情報により変更する場合があります。今後も、状況の変化に応じて、ご連絡させていただきます。